

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	都市・まちづくり課	整理番号	2-条例3
処分の種類	屋外広告業者の登録の取消し及び営業の停止			
根拠法令条例等・条項	屋外広告物条例第22条の2			
処分の概要	<p>・屋外広告業者が屋外広告物条例第22条の2各号のいずれかに該当するときは、その登録を取消し、又は6月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。</p>			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	別紙「長野県屋外広告業者等に対する指導監督処分基準」のとおり			
基準の制定根拠	-			

長野県屋外広告業者等に対する指導監督処分基準

(制定 令和5年8月2日 5都第271号)

(趣旨)

第1条 この基準は、長野県行政手続条例（平成8年条例第1号。以下「手続条例」という。）第13条第1項の規定に基づき、屋外広告物条例（平成5年条例第23号。以下「条例」という。）第22条の2及び第30条の規定による処分の基準を定めるとともに、処分の手続その他の必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、屋外広告物法（昭和24年法律第189号）、条例及び屋外広告物条例施行規則（平成6年規則第25号。以下「規則」という。）によるほか、当該各号に定めるところによる。

- (1) 登録業者 条例第19条第1項又は第3項の登録を受けた者をいう。
- (2) 無登録業者 条例第19条第1項又は第3項の登録を受けていない者をいう。
- (3) 登録の取消し 条例第22条の2の規定により、登録業者の登録を取り消すことをいう。
- (4) 営業停止の命令 条例第22条の2の規定により、登録業者に対しその営業の全部又は一部を停止することをいう。
- (5) 処分 登録の取消し、営業停止の命令又は条例第30条の規定による過料をいう。
- (6) 告発 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第239条第2項の規定による告発をいう。
- (7) 広告主 屋外広告物の表示又は設置を委託した者をいう。

(登録の取消し又は営業の停止の基準)

第3条 知事は、登録業者が条例第22条に規定する勧告等を行った後においても違反が是正されない場合、かつ、条例第22条の2各号のいずれかに該当するときは、登録の取消し又は営業の停止を命じるものとする。

(登録の取消し)

第4条 前条の場合において、知事は、登録業者が、別表第1に掲げる登録の取消し事由に該当するときは、その登録を取り消すものとする。

2 登録業者が、登録の取消し処分を受ける以前に締結した請負契約及びこれに類する契約の締結に係る工事については、引き続き施工できるものとする。

(営業停止の命令)

第5条 第3条の場合において、知事は、登録業者が別表第2の左欄に掲げる営業停止を命ずる事由（以下「営業停止事由」という。）に該当する場合は、同表左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に掲げる期間（以下「営業停止期間」という。）その営業の全部又は一部の停止を命ずるものとする。

- 2 前項の登録業者が、複数の営業停止事由に該当する場合は、各事由の営業停止期間の日数を加算し、180日を超える場合は、180日を上限とする。
- 3 登録業者が、営業停止の命令以前に締結した請負契約及びこれに類する契約の締結に係る工事については、引き続き施工できるものとする。
- 4 当事者が、別表第3の左欄に掲げる営業停止期間の加重に係る事由（以下「加重事由」という。）及び営業停止期間の軽減に係る事由（以下「軽減事由」という。）に該当する場合にあっては、同表右欄に定める日数を営業停止期間に加算又は減算することができるものとする。

（過料処分の基準）

第6条 知事は、条例第30条各号のいずれかに該当するときは、別表第4の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に掲げる過料を科すものとする。

（その他）

第7条 登録の取消し事由及び営業の停止事由のいずれにも該当する場合は、登録の取消しのみを行うものとする。

（処分の手続）

第8条 処分に係る手続は、行政手続法（平成5年法律第88号）、手続条例及び長野県聴聞規則（平成6年規則第38号）により行うものとする。

（当事者への通知）

第9条 知事は、処分を行うことを決定したときは、当事者に対し処分の内容、根拠となる条項及び処分を行う理由等を明記した通知書を送付する。

- (1) 登録の取消し 屋外広告業登録取消通知書（第1号様式）
- (2) 営業停止の命令 屋外広告業営業停止命令通知書（第2号様式）
- (3) 過料処分 過料処分通知書（第3号様式）

（無登録業者への警告）

第10条 知事は、無登録業者であることを確知した場合は、文書（第4号様式）により登録を行うよう警告するものとする。

（無登録業者の告発）

第11条 知事は、前条の警告後2か月を経過しても登録を申請せず引き続き屋外広告業を営んでいる場合は、刑事告発を行うものとする。

（告発）

第12条 知事は、別表第1第1項、第3項又は別表2のいずれかに該当する登録業者、無登録業者又は不正の手段により登録を受けた登録業者（以下「登録業者等」という。）は、原則として告発するも

のとする。

2 前項の規定により告発をする場合で、広告主その他の者（以下「広告主等」という。）が当該法令違反行為を共謀し、教唆し、又は幫助したと認められるときは、原則として当該共謀、教唆又は幫助した者を合わせて告発する。

（事実の確認）

第13条 知事は、この基準の施行において必要があると認めるときは、登録業者等及び広告主等に対して、来庁を求めることができる。

（他の地方公共団体等への通知）

第14条 知事は、登録業者の処分をしたときは、処分を行った屋外広告業者の商号、氏名又は名称、住所、登録年月日、登録番号、処分の対象となった行為及び処分の内容等を次に掲げるものに文書（第5号様式）により通知する。

- (1) 国土交通大臣
- (2) 新潟県、群馬県、埼玉県、山梨県、静岡県、愛知県、岐阜県及び富山県の知事
- (3) (2) の県にある指定都市及び中核市の長
- (4) 長野県内の市町村の長

附 則

この基準は、令和5年10月1日から施行する。

別表第1（第4条関係登録の取消し事由）

取消し事由
1 偽りその他不正の手段により条例第19条第1項又は第3項の登録を受けたとき
2 条例第20条の3に規定している各号のうち次のいずれかに該当することとなったとき
(1) 屋外広告業を営む法人が第22条の2の規定によりその登録を取り消された場合において、その処分があった日前30日以内にその役員であった者でその処分があった日から2年を経過しないもの
(2) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
(3) 屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が(1)又は(2)のいずれかに該当するもの
(4) 法人でその役員のうちに(1)又は(2)のいずれかに該当する者があるもの
(5) 営業所ごとに業務主任者を選任していない者
3 条例第22条の2の規定による営業の停止の命令に違反した者

別表第2（第5条関係営業停止事由及び営業停止期間）

営業停止事由	営業停止期間
1 条例第20条の4第1項の規定による屋外広告業の登録事項の変更による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき	90日
2 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反したとき	
(1) 条例第17条第1項の規定による命令に違反した者	180日
(2) 条例第2条第1項、第4条第1項に違反した者	90日
(3) 条例第8条第1項の規定に違反して、許可を受けないで、同行各号に掲げる地域又は場所において広告物等を表示し、設置し、又は改造した者	90日
(4) 条例第10条第1項の規定に違反して、許可を受けないで、第9条第1項の規定による屋外広告物特別規制地域において広告物等を表示し、設置し、又は改造した者	90日
(5) 第18条の3第1項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をし、又は同条第2項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者	60日
(6) 条例第17条第2項の規定による命令に違反した者	60日
(7) 第22条の4第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第2項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者	60日
法に基づく条例（長野県が制定した（屋外広告物）条例以外の屋外広告物条例）又はこれに基づく処分に違反した場合であって、上記(1)から(6)までのいずれかの違反内容に相当するときにも、この基準を適用する。	

別表第3（第5条関係営業停止期間の加重事由又は軽減事由及び期間）

加重事由又は軽減事由	期間
1 加重事由	
(1) 悪質と判断した場合（指導中に違反を繰り返す、提出書類の偽造を行う等）	30日
(2) 相当数の違反広告物を掲出している場合	
(3) 過去5年間にこの条例に基づく処分歴がある場合	
2 軽減事由	
(1) 過去5年間にこの条例に基づく処分歴がない場合	30日～180日
(2) 当事者自らの責めに帰すことができない場合等、やむを得ない事情がある場合	
(3) 当事者の過失が軽微であり、又は情状を酌むべき場合	

別表第4（第6条過料処分の基準）

過料処分の基準		
1	条例第20条の5第1項の規定による届出を怠った者	5万円
2	条例第21条の2に規定する事項を掲示しなかった者	3万円
3	条例第21条の2に規定する事項の虚偽の掲示をした者	5万円
4	条例第21条の3の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、又は帳簿を保存しなかった者	3万円
5	条例第21条の3の規定に違反して虚偽の記載をした者	5万円